

平成21年度

# 市・県民税改正のお知らせ

## Ⅱ公的年金特別徴収の開始・寄付金控除の拡充Ⅱ

### ◆公的年金からの特別徴収制度が始まります

平成21年10月以降に支払われる老齢基礎年金などの公的年金から、市・県民税を特別徴収する制度が始まります。制度の開始により、現在納付書等でお支払いされている市・県民税が、公的年金から天引きされるようになります。

【対象税額】特別徴収する税額は、公的年金等にかかる税額が対象となり、給与所得など他の所得にかかる税額は別途徴収させていただきます。

【対象者】前年中に公的年金を受給されていて、4月1日に老齢基礎年金などの公的年金を受給されている65歳以上の方。

※老齢基礎年金等の支払年額が18万円未満の方など一部対象とならない場合があります。

### ◆寄付金控除が拡充されます

平成21年度から市・県民税の寄付金控除が拡充されます。

#### 【変更点】

- ①控除方式が、所得控除から税額控除に変わります。
- ②控除対象額の適用額が5千円となり、上限が総所得の30%に引き上げられます。
- ③「ふるさとを応援したい」との思いを実現するため、地方公共団体に対して寄付をした場合、新たな特例控除として5千円を超える額について、市・県民税の所得割の1割を限度に控除されます。

お問い合わせは、市税務課市民税係（市役所1階 ☎ 32・3821）まで。

# 児童手当の現況届は かならず6月30日までと提出を!!

現在、児童手当の支給を受けている方は、毎年6月中に現況届を提出する義務があります。

現況届は、児童の状況や受給資格者（申請者）の前年の所得状況を確認するために必要で、届を提出しなければ、6月以降の児童手当が受けられなくなります。

また、添付書類等の不備の場合もありますのでご注意ください。現況届の用紙は、6月10日（水）までに発送予定です。内容を確認のうえ、6月30日（火）までに提出してください。

#### 【注意】

①届書に記載されている内容に

誤りがなければ、電話番号と提出年月日を「記入のうえ押印（朱肉を使う印鑑）してください。

②受給者（申請者）が社会保険に加入している場合は、受給者の健康保険証の写しが必要です。なお、**受付が混み合いますので、当課でのコピーは固くお断りします。**

③平成21年1月1日以降に小松島市に転入された受給者（申請者）は、前住所市町村が発行した平成21年度所得課税証明書（平成20年中の所得）が必要です。

④受給者（申請者）と児童の住所が別の場合は、児童を含む住民票の謄本と別居監護申立書が必要です。住民票がともに小松島市内

の場合、住民票の謄本は不要です。⑤郵送で返送される場合は、書類などに不備があれば必要となりますので、**電話番号を忘れず記入してください。**

また、現在諸事情で児童手当を受けていない方には、現況届の用紙は送付されません。市児童福祉課（市役所1階10番窓口）までご相談ください。

【提出締切日】平成21年6月30日（火）必着

【提出先】市児童福祉課または坂野・立江の両出張所まで。  
お問い合わせ、ご相談窓口は、市児童福祉課（☎ 32・2114）まで。

## 公立保育所子育て支援事業「みんなのひろば」開催日程

### 〜登録われている皆さんへのお知らせ〜

◆横須保育所Ⅱ 6月17日（水）、7月1日（水）、7月15日（水）

午前9時30分から午前11時まで

◆坂野保育所Ⅱ 6月10日（水）、24日（水）、7月8日（水）

午前9時30分から午前11時まで

親子で楽しく  
ふれあう場



親子でふれあひ楽しく子育てしていきましょう。なお、「みんなのひろば」は登録制となっています。施設の受け入れ可能な人数を超えましたので、受け付けを終了しています。ご了承ください。